

第4章 環境施策と行動指針

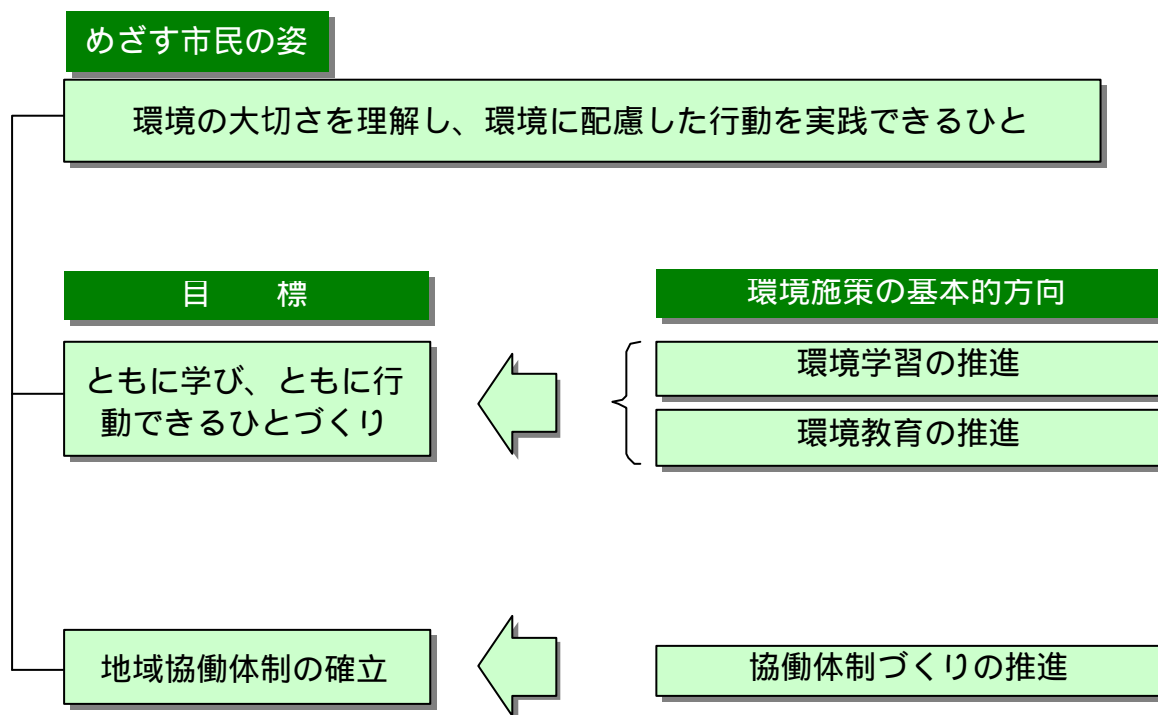
第1節 環境に配慮した行動を実践できるひとづくり

先に示したように、「環境の大切さを理解し、行動できるひとが、環境からの恵み豊かなまちをつくる」が本計画の重要な取組姿勢であり、環境に配慮した行動を実践できるひとづくりは、より良い環境を将来に引き継いでいくための土台となるものです。

市民一人ひとり、個々の事業者が、地域の環境や地球環境の問題について、その大切さを十分に理解し、日常生活や事業活動の中で環境に対する配慮行動を実践することが大切です。

市では、環境に配慮した行動を実践できるひとづくりのために、以下に示す環境施策を進めていきます。

環境施策の体系



1. とともに学び、ともに行動できるひとづくり

市民一人ひとり、個々の事業者が、環境に配慮した行動を実践できるようにするためには、環境問題の適切な理解に基づいた環境の大切さの認識、そして環境に配慮した適切な行動を学ぶことが大切です。



環境施策

(1) 環境学習の推進

誰もが環境について気軽に学べるような仕組みをつくっていきます

【人材の育成】

- ◆ 市職員における環境分野のアドバイザーの育成及び職員に対する環境学習の実施を進めます。

【人材の活用】

- ◆ 市内在住の環境分野の専門家や環境学習の実践者などの協力により、市または市民・事業者主催の環境学習会などへの環境保全に関する人材の活用を進めます。

【環境学習の機会の提供】

- ◆ 自然観察会や清掃事業見学会、環境学習会、シンポジウム等を開催し、より多くの市民が環境学習に参加できるような機会を提供します。

【環境学習の場の提供】

- ◆ 環境学習の場として、北広島レクリエーションの森、自然の森キャンプ場などの活用を促進するとともに、市有林の活用を進めます。
- ◆ 環境をテーマとした学習の場として、北広島市芸術文化ホール、地区会館等の活用を進めます。
- ◆ 環境情報の発信や市民の自主的な取組の拠点となるセンター機能の整備を検討します。

【普及・啓発事業の推進】

- ◆ 環境に関するパンフレット、ガイドブック等の学習資料の作成・配布を行います。

- ◆ 環境に関するポスターや標語のコンクールなどを実施するとともに、催しや公共の場所におけるパンフレットの配布やパネルの展示などによる周知活動の展開を進めます。

(2) 環境教育の推進

将来を担う子供たちに対し、環境に対する意識を高める教育を充実します

【環境教育の充実】

- ◆ 給食や掃除といった学校生活の中での環境教育や環境関連施設の見学会など、学校教育における環境教育を推進するとともに、課外活動としての環境クラブ活動などの促進に努めます。
- ◆ 環境教育の推進にあたっては、野外体験など体験的な学習を取り入れるとともに、副読本等の活用を進めます。
- ◆ 環境教育に関する教員の研修を行います。



星空観察会の様子

行動指針

市民

- 学校や市民団体、市などが主催する環境教育、学習の催しに積極的に参加するなど、環境についての理解を深め、自覚と知識を養う
- 日常生活において、環境に負荷を与えないような行動について学ぶ
- 日頃から環境についての情報に耳を傾け、正しい知識を身に付ける
- 自然や快適な空間にふれあうことを心がける
- 自ら学び行動することで、家族や周囲の人々にも環境の大切さを理解してもらえるように努める

事業者

- 従業員に対し環境保全に関する研修を行い、事業所内の環境に対する意識の向上を図る
- 市民に対し、環境保全に努めている事業者であることを周知し、環境への負荷の少ない地域社会づくりに貢献する
- 事業活動における環境への負荷や貢献について、情報を収集・検討し、事業活動に反映させる

市

- 市民、事業者に対し、環境保全に関する普及啓発を積極的に行う
- 環境保全に関する研修を行うことにより、環境に対する職員の意識向上を図り、環境保全行動を率先して実行できる職員を育てる
- 公共事業等の委託先、物品の購入先などに対し、環境に配慮するよう求める
- 環境の保全と創造に関して継続的に情報を収集し、ひとづくりに生かす
- 市民、事業者の環境学習活動に対し、積極的に支援する

2 . 地域協働体制の確立

今日の環境問題は、誰もが被害者であり、また加害者でもあり得ることから、環境を守り育てていくためには、市民、事業者、市の3者がそれぞれの立場と役割を十分に認識し、信頼関係を持って、取り組む必要があります。

環境施策

(1)協働体制づくりの推進

市民、事業者、市が一体となった地域の環境を守り育てる取組を進めます

【市民活動、ネットワークづくりの支援】

- ◆ 環境問題について市民と話し合う会議の開催や、市民団体との環境学習会等の共同開催など、市民参加による環境保全活動や環境調査を進めます。
- ◆ 環境に関する市民活動への支援を進めるとともに、市民団体相互のネットワークづくりの支援を進めます。
- ◆ 環境子供会議の開催など、子供と大人が一緒になって環境について話し合い、行動する場を設けます。

【地域活動の促進】

- ◆ 町内会単位での資源物収集、清掃活動、花壇作りなど、地域の住民が共同して行う地域の環境づくりを促進します。
- ◆ 広報などを通じ、環境保全に関する地域の取組を紹介するなど、住民による地域の環境づくりの輪を広げていくように努めます。

【近隣市町村等との連携・協力】

- ◆ 環境に関連する広域的な取組にあたっては、既存の会議を利用するなど、近隣市町村等との連携・協力を図ります。

【国際交流】

- ◆ 国際的な視野を育成する目的で実施している高校生の海外派遣の国際交流において、環境関連においても国際的な交流を図ります。

行動指針

市 民

- 環境を守り育てるために、何ができるか、地域で学び、話し合い、行動する
- 市民団体や市が主催する環境保全活動に積極的に参加する
- 近所の人々や事業者、市に対して積極的に関わっていくことで、互いの理解を深めるよう努める

事業者

- 市民や市との信頼関係の醸成を事業者の責務と認識し、地域の一員として行動するよう努める
- 産業活動に伴う環境への影響についての情報を公開するよう努める
- 地域の環境保全活動に積極的に参加する
- 同業者や同じ工業団地、ビルなどの事業者とともに環境保全活動を行なう

市

- 環境に関する情報の収集・公開を通じて、市民、事業者との信頼関係を醸成する
- 場や機会の提供により、市民同士、事業者同士をつなぐ役割を積極的に果たす
- 環境を軸とした、部局を超えた庁内における協働体制づくりを進める



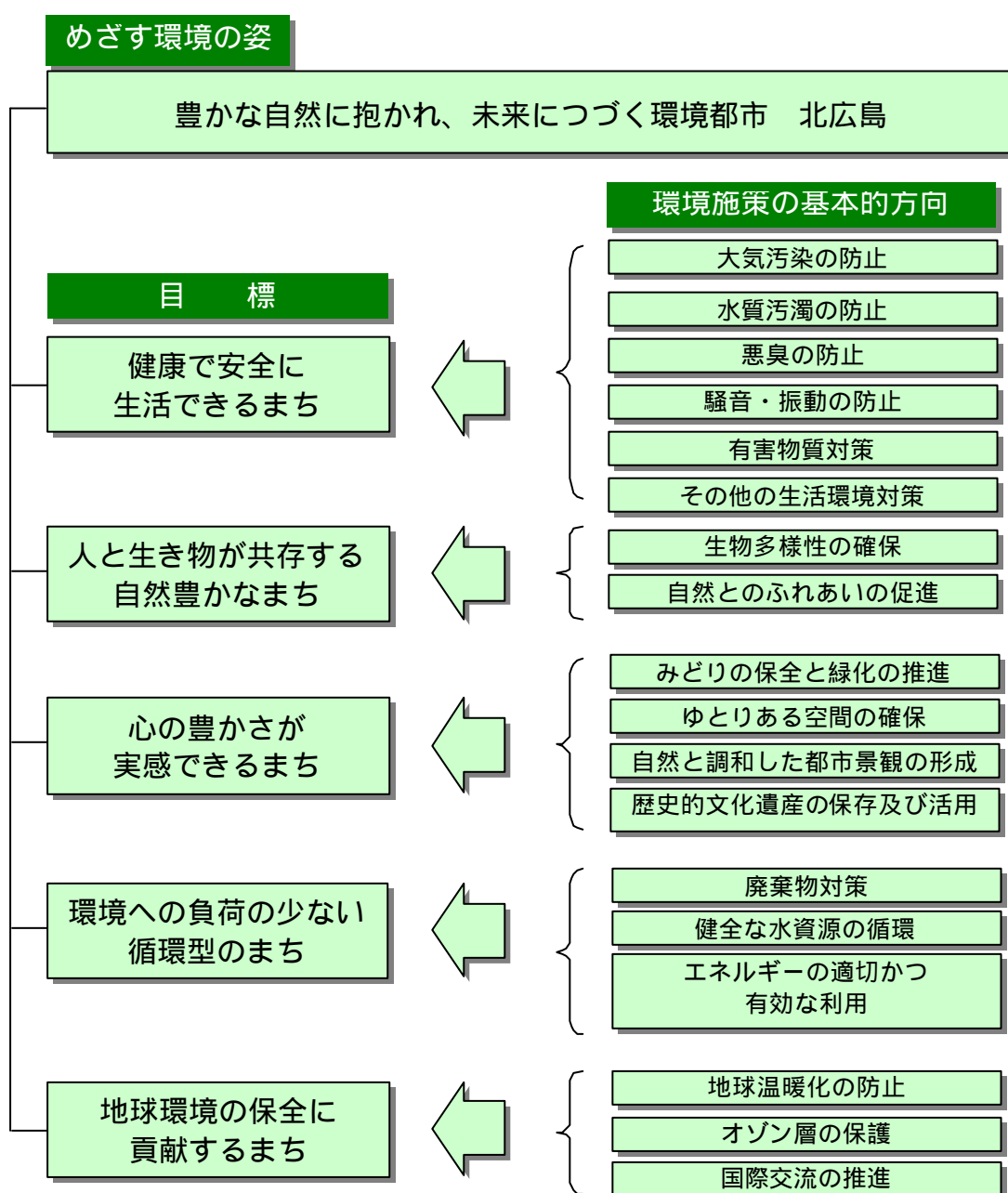
市民による植樹

第2節 環境からの恵み豊かなまちづくり

現在、私たちが環境から受けている様々な恵みが、将来にわたっても受けられるよう、良好で快適な北広島の環境を守り、育てていくことをめざしていきます。

このため、先に示した「めざす環境の姿」の実現に向けての5つの長期目標を実現するために、市では、以下に示す環境施策を進めていきます。

環境施策の体系



1 . 健康で安全に生活できるまち

環境施策

私たちの健康が保護され、生活環境が保全されることにより、健康で安全に生活できる社会を実現するため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持していきます。

(1)大気汚染の防止

自動車の排出ガス、工場等からのばい煙などに対する対策を行い、安全できれいな空のもとで生活できる環境をめざします

大気汚染の主な発生源としては、自動車からの排出ガス、工場や事業場等の焼却施設などからの煙などがあげられます。これらの発生源に対する対策を中心に、以下の事項に取り組んでいきます。

ア 自動車排出ガスによる大気汚染の低減

【低公害車、最新規制適合車の普及促進】

- ◆ 道路状況、車種構成、経済活動等を考慮した低公害車の指定基準を検討し、低公害車を指定することにより、普及の促進を図ります。
- ◆ 低公害車の普及を促すために、導入分野等の方向、融資制度などを検討します。
- ◆ 庁有車への低公害車の導入を積極的に進めるとともに、最新規制適合車への転換を進めます。

【自動車の適正な使用の推進】

- ◆ アイドリングストップ など、排出ガスと燃料消費を抑えるよう啓発を進めます。
- ◆ 大型過積載車の走行実態調査などを行い、過積載車、整備不良車の取締りを関係機関に要請します。
- ◆ 車両の適切な整備、点検をするよう啓発を進めます。

低公害車

大気汚染物質の排出、騒音等が少ない自動車の総称。電気、天然ガス、メタノール、ハイブリッド自動車などがある。

アイドリングストップ

運転者が車から離れている間や必要以上の暖機運転などをせず、自動車のエンジンを切っておくこと。

【自動車交通量低減、交通渋滞緩和のための施設等の整備】

- ◆ ノーカーデーの実施、自動車の相乗り、パークアンドライドによる公共交通機関の利用促進など、自動車の利用を控えるよう啓発を進めます。
- ◆ 歩行者・自転車用道路、駐輪場の整備などを進めます。
- ◆ 道路網の整備、右・左折レーンの設置、信号機の連動調整などにより、交通流の分散、円滑化を図ります。
- ◆ 坂道におけるロードヒーティング等の整備、除雪の強化などにより、冬季の交通渋滞の緩和を図ります。また、歩道の除雪をさらに強化します。

イ 固定発生源からの大気汚染の低減

【工場・事業場等における対策の推進】

- ◆ 指導要綱に基づく、工場・事業場に対する立入検査のいっそうの充実など、工場・事業場への規制・指導を継続的に進めます。
- ◆ 工場・事業場に対し、公害防止施設・技術の積極的な導入を指導します。

【家庭や商店、オフィス等における対策の推進】

- ◆ 効率的な地域エネルギーシステムの情報収集を進めます。
- ◆ 適正な室温管理、ボイラーなどの維持管理の普及・啓発を進めます。
- ◆ 低公害型機器(ボイラー等)を積極的に導入するよう普及・啓発を進めます。
- ◆ 法令により使用が禁止されている簡易焼却炉での焼却や野焼きをしないよう啓発、指導を行っていきます。

ウ 大気汚染調査、監視体制の整備、充実

【大気汚染調査、監視体制の整備、充実】

- ◆ 大気汚染調査を継続するとともに、調査項目、地点の拡大など調査の充実を図ります。
- ◆ 常時監視施設の整備、発生源の実態把握調査の実施など、大気環境監視体制の整備を進めます。

ノーカーデー

毎月ある日に、通勤などでの自動車の利用自粛を呼びかける取組。札幌市などで取組まれている。

パークアンドライド

近くの公共交通機関の駅まで自家用車を利用し、駅周辺の駐車場に駐車して、そこから公共交通機関に乗り換えて目的地まで行くシステム。

効率的な地域エネルギーシステム

代表的なものに、コージェネレーションシステム（発電に伴う熱を暖房等に同時に利用）などがある。

(2) 水質汚濁の防止

事業場からの排水や生活排水対策を行い、安全できれいな河川を守ります

水質汚濁の原因としては、下水道未整備地域に立地する事業場等からの排水のほか、畜産農業に伴う排水などがあげられます。これらの発生源に対する対策を中心に、以下の事項に取り組んでいきます。

【事業場等に対する規制及び改善指導】

- ◆ 指導要綱に基づく、事業場に対する立入検査のいっそうの充実など、事業場への規制・指導を継続的に進めるとともに、排水処理施設の計画的で適切な維持管理及び指導を進めます。
- ◆ 排水処理施設が未整備な事業場に対し指導を徹底します。
- ◆ 建設作業に伴う濁水の流出を防止するよう指導を徹底します。

【生活排水対策】

- ◆ 下水道の整備を進めるとともに、合併処理浄化槽の普及を進めます。
- ◆ 油の取扱いなど、家庭での配慮事項について啓発を進めます。
- ◆ 雨水管などへ汚水等を流さないよう、啓発を進めます。

【水質の把握】

- ◆ 水質調査を継続するとともに、調査項目、地点の拡大など調査の充実を図ります。
- ◆ 工場や下水処理施設からの排水などによる、河川に対する汚濁負荷状況の把握調査を進めます。



北広島市下水処理センター

(3) 悪臭の防止

農業、畜産をはじめとする悪臭発生源対策を行い、さわやかな空気を守ります

本市における悪臭は、主として農業、畜産関係によるもので、その範囲も広範囲にわたっています。これらの発生源に対する対策を中心に取組んでいきます。

【悪臭発生源対策】

- ◆ 悪臭発生源となっている事業場に対する指導を徹底します。
- ◆ 畜舎・堆肥の適正管理の指導を徹底するとともに、ふん尿処理施設の設置を促進し、農・畜産業における悪臭の防止を図ります。
- ◆ ビルやマンションのビルピットや浄化槽を適切に維持管理するよう指導を徹底します。
- ◆ 悪臭防止に関する技術情報を収集し、市民、事業者に対する提供を進めます。

【悪臭の状況把握】

- ◆ 工場、事業場周辺での悪臭調査を実施し、悪臭の状況把握を進めます。

(4) 騒音・振動の防止

騒音・振動対策を行い、静かにやすらぐことのできる環境をめざします

騒音・振動の主な発生源としては、自動車交通、建設作業、自衛隊の演習などがあげられます。これらの発生源に対する対策を中心に、以下の事項に取り組んでいきます。

ア 自動車交通による騒音の低減

【自動車の適正な使用の推進】

- ◆ 過積載車、消音器等整備不良車の取締りの強化を関係機関に要請します。
- ◆ 低騒音型タイヤの普及を進めるとともに、深夜・早朝の空吹かしの自粛、スピードの低減等の啓発を推進します。

【自動車交通量低減、交通渋滞緩和のための施設等の整備】

- ◆ ノーカーダーの実施、自動車の相乗り、パークアンドライドによる公共交通機関の利用促進など、自動車の利用を控えるよう啓発を進めます。
- ◆ 歩行者・自転車用道路、駐輪場の整備などを進めます。

- ◆ 道路網の整備、右・左折レーンの設置、信号機の連動調整などにより、交通流の分散、円滑化を図ります。

【道路の改善等の推進】

- ◆ 道路の整備に際しては、低騒音舗装等の整備、ジョイント部を少なくする橋の構造の採用など、騒音が低減するような工法の採用を進めます。

イ 固定発生源からの環境負荷の低減

【事業活動に伴う騒音・振動の防止】

- ◆ 低騒音・低振動型の建設機械、工法の採用を進めるとともに、工事時間帯の制限の遵守及び指導を徹底します。
- ◆ 工場・事業場等に対する規制及び指導を引き続き徹底します。
- ◆ 騒音・振動防止対策に関する技術を積極的に導入するよう普及推進します。
- ◆ 工業団地等の施設周辺の緑化を促進します。

【環境に配慮した土地利用の推進】

- ◆ 環境に配慮した計画的な土地利用の推進を図ります。

【騒音調査、監視体制の整備、充実】

- ◆ 騒音・振動、交通量調査を継続して行い、実態の把握に努めます。
- ◆ 自衛隊演習による騒音の調査を継続して行い、実態の把握に努めます。

(5) 有害物質対策

化学物質による汚染を防止し、安全に生活できる環境をめざします

人体や環境に対して大きな影響を及ぼすおそれのある重金属や化学物質は、大気、水などを通して地下水、土壌などに蓄積されやすく、こうした有害物質の適切な管理、監視が求められています。

特に、ダイオキシン類をはじめとした有害化学物質と呼ばれるものは、非常に微量でも人体や環境に対する影響があり、厳密な管理や監視が求められています。

また、内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）などの未規制化学物質による人体等への影響も懸念されており、これらの物質については科学的に未解明な部分も多いため、情報の収集・提供を進めていきます。

【発生源対策】

- ◆ 排出濃度の測定など、工場・事業場に対する立入検査、指導を行います。
- ◆ 事業者に対し、有害化学物質の使用実態の把握に関する指導を徹底します。
- ◆ 有害物質の排出量を低減するような製品の開発、製造工程の採用を促進します。
- ◆ 農薬の適正な使用を進めるため、ゴルフ場における農薬使用の削減を指導します。
- ◆ クリーン農業 など、農業での農薬使用の削減に努める取組を促進します。
- ◆ 融雪剤を撒く場合には、人と周囲の植生に対して害を与えない製品を使用します。

【有害化学物質に関する調査及び情報の収集・提供】

- ◆ 有害化学物質の汚染状況に関する調査を実施します。
- ◆ 有害化学物質に関する情報を収集し、市民、事業者に提供することにより、有害化学物質の排出を低減するような施設整備の促進、野焼きの防止などを図ります。
- ◆ 化学物質全般に対する国等の動向を注視するとともに、化学物質に関する情報の収集・提供を進めます。

【監視体制の整備】

- ◆ 工場、事業場などにおける有害化学物質使用実態を把握し、公開していきます。
- ◆ 監視対象物質を設定し、主要発生源の状況を把握する調査を行うとともに、主要発生源におけるモニタリング調査を実施します。

(6) その他の生活環境対策

【電波障害等の対策】

- ◆ 中高層建築物 が建築される場合、建築主に対し、電波障害などの予測調査の実施、その結果に基づく適切な対応を行うよう、指導を行います。

クリーン農業

北海道が推進する、農薬や化学肥料の使用を削減し、環境との調和に配慮して、より安全で高品質な農産物を生産する農業。

中高層建築物

高さが10メートルを超える建築物。

行動指針

市民

- マイカーの利用を控え、公共交通機関や自転車、徒歩で移動する
- 洗剤を過剰に使用したり、使用済みの油を流さないようにする
- 日常生活による近隣への騒音を出さないようにする
- マイカーを購入するときは、最新規制適合車や低公害車を選択するようにする
- 庭先等でごみを燃やさないようにする

事業者

- 公害に関する自主的な管理目標を設定するとともに、定期的に測定調査を行うことにより施設の適正な管理を行う
- マイカー通勤を控え、公共交通機関や自転車、徒歩による通勤に努める
- 最新規制適合車や低公害車の積極的な導入に努める
- 自動車を使用する際、アイドリングストップの励行や合理的な走行を心がけ、排出ガスと燃料消費を抑えるようにする
- 物品の一括購入、原材料、部品の適正管理を進め、物流の合理化に努める
- 拡声器等による宣伝を行う際、適正な音量となるよう配慮する
- ゴルフ場において使用する農薬を削減する
- 農業において使用する農薬の削減に努める
- 悪臭や水質汚濁を発生させないよう、家畜ふん尿、たい肥等を適正に管理する

市

- 環境汚染状況調査、発生源の把握調査を行うとともに、発生源に対する指導を行う
- 環境の汚染を最小限にするよう公共施設の設備等の適正な管理を行う
- アイドリングストップの励行やマイカー通勤の自粛など、自動車の適正な使用に努める
- 低公害車や公共施設への低公害型設備の積極的な導入を進める

2. 人と生き物が共存する自然豊かなまち

環境施策

私たちと自然が共存する豊かな環境を実現するため、野生生物の種の保存、生物の多様性の確保を図るとともに、森林、草原、河川、水辺地等における多様な自然環境を保全していきます。

(1) 生物多様性の確保

自然環境を守り、野生の生き物たちとの共存をめざします

生物の多様性は、生態系、種、個体群それぞれのレベルでの保全が求められています。このため、野生生物の生息・生育状況等の調査を進め、その結果に基づく多様な生息・生育空間の保全・創造を進めます。

【野生生物の状況の把握】

- ◆ 総合的な自然環境調査を実施し、野生生物の分布、生息・生育状況を個別に把握していくとともに、保全すべき野生生物の生息・生育空間の調査を実施していきます。
- ◆ 野生生物生息・生育の状況のモニタリング、生息・生育空間の保全・創造のための調査研究、体制づくりを進めます。

【野生生物の種の保存】

- ◆ 移入生物に対する実態把握、監視に努めるとともに、生態系をかく乱するおそれのある生物については駆除に努めます。
- ◆ 関係法令の適正な運用により、野生生物の密猟・盗掘の防止を図ります。

【多様な自然環境の保全】

- ◆ 環境緑地保護地区、鳥獣保護区等の指定区域の拡大を関係機関の協力により進めるとともに、保全すべき土地の買い上げを促進します。
- ◆ 野生生物の移動経路の確保を図るため、生息・生育空間の連続性の確保、ネットワークの形成を進めます。

生物の多様性

地球上のあらゆる生物種の多様さを意味し、種間の多様性、種内の多様性（遺伝子の多様性）、生態系の多様性という3つのレベルでの多様性を含む。

- ◆ 河畔林、湧水、湿地など、河川とその周辺環境との一体的な保全を進めるとともに、河川改修など公共工事を行う際、生物の生息・生育に配慮した工法を採用していきます。

(2) 自然とのふれあいの促進

自然をより身近に感じふれあえる場、機会を提供していきます

自然とのふれあいは、自然の仕組みを知り、自然保護に対する理解を深めるうえで重要であるとともに、心の豊かさといった面でも日常生活や余暇活動において重要なものとなっています。人と自然との豊かなふれあいが保たれ、互いが共存できるような取組を進めていきます。

【自然とのふれあいの場の確保】

- ◆ 自然観察施設、自然遊歩道など、自然とふれあえる施設の整備を進めます。
- ◆ 既存の樹林、地形などを生かした公園づくりを進めます。

【自然とのふれあいの機会の確保】

- ◆ 自然観察会、自然のものを使った体験工作などの開催を積極的に進めます。

【自然環境の保全に関する学習・啓発事業の推進】

- ◆ 自然ガイドブックを作成し、普及に努めます。
- ◆ 図書館等の社会教育施設への自然に関する資料コーナー設置や、関係機関との連携協力の強化など、地域の自然環境に関する情報提供体制の充実を図ります。
- ◆ 市内在住の自然環境分野の専門家や環境学習の実践者などの協力により、市または市民・事業者主催の自然観察会などへの人材の活用を進めます。

行動指針

市民

- 野生生物をむやみに採集しないようにし、その生息・生育空間を大切にする
- 在来の野生生物に影響を与えないよう、移入動物を十分に管理する
- 自然観察会など、自然と親しむ活動に積極的に参加する

事業者

- 開発事業等にあたっては、生態系や野生生物の生息・生育環境に対する配慮を徹底する
- 在来樹種を使った緑化や多自然型工法の導入など、野生生物の生育・生息環境の復元に努める

市

- 公共事業等にあたっては、生態系や野生生物の生息・生育環境に対する配慮を徹底するとともに、在来樹種を使った緑化や多自然型工法の導入などを進める
- 自然環境調査を行うなど、野生生物や生態系に関する情報を収集し、自然環境の影響評価や市民の自然とのふれあいなどに役立てる



市内に暮らす生き物たち

3 . 心の豊かさが実感できるまち

環境施策

うるおい、安らぎ、ゆとりなど、私たちが心の豊かさを実感できる社会を実現するため、良好な環境の保全を図りつつ、身近なみどりや水辺とのふれあいづくり、自然と調和した良好な景観の形成、歴史的文化遺産の保存及び活用などを進めるとともに、都市の緑とオープンスペース（開放空間）に関する総合的な計画として、「緑の基本計画」を策定します。

(1) みどりの保全と緑化の推進

現存する豊かなみどりを守るとともに、緑化を進めます

【既存の樹林地等の保全・充実】

- ◆ 樹林地、農地、草原など、既存のみどりの詳細な状況を把握するための調査を進めます。
- ◆ 森林等の所有者の協力を求めながら、保護樹、保護樹林の指定など、既存の樹木、樹林の保全を進めるとともに、造林や育林など森林整備に対する支援等により、森林の質的向上を図ります。

【公共施設等における緑化の推進】

- ◆ 公共施設緑化マニュアルを作成し、公園・緑地や地区会館など地域の核となる施設周辺の緑化を推進します。
- ◆ 既存の街路樹を維持管理するとともに、街路樹の植栽を進めます。

【市民、事業者による緑化の促進】

- ◆ 市民参加による植樹・育樹を継続して推進します。
- ◆ 工業団地等における緑化協定の締結を促進します。
- ◆ 事業者向け緑化マニュアルを作成し、工場・事業場や宅地開発における緑化の促進及び指導を行います。

【緑化活動支援の推進】

- ◆ 緑化活動の支援拠点となる緑化センターの整備検討を進めます。
- ◆ 緑のまちづくり基金を継続するとともに、表彰制度の創設など、緑化活動に対する支援を進めます。

(2) ゆとりある空間の確保

うるおいのある公園や水辺など、ゆとりある空間づくりを進めます

【公園・緑地等の整備】

- ◆ 住民参加による公園計画の推進など、地域にとって身近な公園の計画的な整備を進めます。
- ◆ 既存の樹林、地形などを生かした公園づくりを進めるとともに、公園内の積極的な緑化を行い、樹林のある公園づくりを進めます。
- ◆ 色彩、材質等の選定など使いやすく特色のある公園遊具の整備を進めます。

【地域の環境づくりの促進】

- ◆ 町内会単位での清掃活動、花壇づくりなど、地域の住民が共同して行う地域の環境づくりを促進します。

【水辺とのふれあいづくり】

- ◆ 傾斜の緩い護岸の整備など、親水性に配慮した水辺空間の整備を推進します。
- ◆ 改修されていない水辺を本来のままに保全するとともに、河川敷、用水路などを活用し、生き物が生息できるような空間づくりを進めます。

【農とのふれあいの場の確保】

- ◆ 景観、水源かん養、ゆとりある空間の確保といった視点から、農地の確保を図るため、農業の振興を図ります。
- ◆ 農業体験会や見学会の開催を推進するとともに、市民農園の整備を進めます。



市内の農業地域の風景

(3) 自然と調和した都市景観の形成

豊かなみどりと調和した個性ある美しい街並みをめざします

【地域の個性を生かした景観づくり】

- ◆ 「北広島市景観形成基本計画」に基づく景観づくりを推進するとともに、その取組にあたっては市民、事業者、市のそれぞれの責任と協働のもとに進められるよう都市景観に関する条例等の制定を進めます。
- ◆ 景観上重要と認められる地区の指定など、地域の個性と魅力を生かした景観の形成、保全を進めます。

【市民参加による景観づくり】

- ◆ 花のまちコンクールの実施、(仮称)北広島市景観賞の制定など、市民・事業者に対する景観づくりの啓発活動を進めます。
- ◆ 市民、事業者が主体となった魅力ある景観づくりや、住宅地等の身近な地域などにおける周辺の景観との調和に配慮した活動などに対する支援や誘導等を進めます。

【美化】

- ◆ ポスターの募集・掲示など、ペットのふんの放置やごみのポイ捨てをしないよう啓発を推進します。
- ◆ ポイ捨て防止条例を制定するなどの法的規制の検討を進めます。

【適正な照明環境の創造】

- ◆ 街路灯、公共施設などにおいて適正な照明の導入を図ります。
- ◆ 屋外広告等に対する指導を進めます。
- ◆ 市民参加による光害調査、星空観察会を実施します。
- ◆ 快適な照明環境に関する情報の収集と提供を行い、市民、事業者への啓発を進めます。

【快適な音環境の創造】

- ◆ 野鳥や虫などが集まるよう実のなる樹木を植えるなど、自然の音を感じるここのできる空間の創造を進めます。
- ◆ 公園などにおけるせせらぎや噴水の設置を進めます。
- ◆ 市民参加による音マップの作成など、市民への音環境の啓発を進めます。

(4) 歴史的文化遺産の保存及び活用

郷土の歴史や文化を後世に伝えていく取組を進めます

【史跡文化財の保全・活用】

- ◆ 史跡旧島松駅通所を中心に周辺の緑と融和した、歴史的景観の保全に配慮した史跡公園の整備計画の策定を進めます。
- ◆ 点在する遺跡・埋蔵文化財、歴史的建造物などの保全を進めます。
- ◆ 歴史散策路の設定、アイヌ名を併記するなど地域特性に応じたサインの整備など歴史文化体験の場の整備を進めます。

【体験学習の場・機会の提供】

- ◆ 先人の暮らし体験学習会などを開催し、郷土の歴史文化への理解を図ります。

行動指針

市 民

- 公園や河川の掃除など、地域の環境保全活動に参加するように努める
- 庭やベランダへの植栽を行い、花や樹木を増やすことに努める
- 公園の花や樹木、街路樹を大切にす
- ペットのふんの放置やごみのポイ捨てをしないようにする
- 感知式の照明器具を使用するなど、家庭における適切な照明に配慮する
- 郷土の歴史・文化を学び、先人の知恵や経験に対する理解を深める

事業者

- 工場等の敷地や建物は、周辺の景観などとの調和を図るとともに、敷地内の緑化に努める
- 看板等の設置に際しては、周辺の景観との調和に努める

市

- 計画的なゆとりあるまちづくりを進めるとともに、公共施設における緑化、良好な景観の形成を進める
- 郷土の歴史・文化を学べる場と機会の提供に努める

4 . 環境への負荷の少ない循環型のまち

環境施策

資源やエネルギーの消費をできるだけ少なくし、環境への負荷の少ない循環型社会を実現するため、廃棄物の排出抑制を基本とした取組を進めるとともに、資源の循環的利用、廃棄物の処理の適正化、及びエネルギーの適切かつ有効な利用を進めていきます。

(1) 廃棄物対策

資源を有効に利用する環境への負荷の少ない循環型社会をめざします

【排出抑制の推進】

- ◆ 商業者に対し包装の適正化を求めるとともに、市民に対しては過剰包装を辞退するよう啓発を進めます。
- ◆ ごみになりにくい商品の開発・提供を働きかけていきます。
- ◆ 市民に対し、使い捨て抑制について啓発を進めます。
- ◆ 生ごみ堆肥化容器の購入助成により、普及を促進します。
- ◆ 公園樹木・街路樹の枝葉、給食センターの厨芥などの公共施設等における堆肥化を進めます。
- ◆ 公共施設、農業等における堆肥利用を促進します。

【再利用（リユース）の推進】

- ◆ 不要品交換情報の提供、フリーマーケット・ガレージセールに対する支援など、不要品の交換、繰り返し使用を促進します。
- ◆ 粗大ごみの再利用を促進するシステムの検討を進めます。
- ◆ 国や北海道など関係機関に対し、デポジット制度の導入検討を要請していきます。
- ◆ 再利用可能な容器(リターナブルびん等)の利用拡大の普及啓発を進めます。

【再生利用（リサイクル）の推進】

- ◆ 集団回収への支援の充実、回収団体のネットワーク化の推進など、資源回収活動を推進します。
- ◆ リサイクル協力店の認定、販売店回収品の周知など、店頭における廃棄物の回収を進めます。

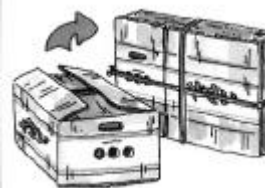
- ◆ 事業者に対し、再利用、再生利用しにくい製品の製造・販売の抑制を求めていきます。
- ◆ 各業界への回収ルート整備の要請を行います。
- ◆ 回収された廃棄物の再資源化ルートを把握し、情報の提供を進めます。
- ◆ 公共施設等において再生品の使用を進めるとともに、市民、事業者に対する再生品利用の普及啓発を進めます。

【廃棄物収集・処理の適正化】

- ◆ わかりやすい分別基準表を作成、配布するなど、ごみ分別の徹底、指導を進めます。
- ◆ 分別品目の範囲を拡大し、廃棄物の再生利用、処分量の低減を図ります。
- ◆ 不法投棄対策として、条例において罰則規定を設けるとともに、不法投棄監視員の増員など監視体制の充実に努めます。
- ◆ 将来の中間処理、最終処分場の整備にあたっては、環境への負荷をできるだけ低減するような方式を採用することを基本とし、処分方法に関する調査研究、処分量の低減、廃棄物処理の広域化などを念頭に置いた検討を行います。
- ◆ 計画的な廃棄物の減量、リサイクル、適正な処理を進めるため、廃棄物処理基本計画の策定を行います。

【啓発事業の推進】

- ◆ 事業者に対し、廃棄物の減量化・リサイクル計画を作成するよう指導します。
- ◆ 具体的な減量マニュアルやリサイクルハンドブックの作成、配布を行います。
- ◆ ごみ情報誌の発行や広報などにより、環境への負荷の少ない商品やサービスに関する情報の提供を行います。
- ◆ ごみ減量化啓発のための標語・ポスターを募集し、公表していきます。
- ◆ 施設見学会の開催、学校におけるリサイクル活動の実践など、学校教育における啓発活動を進めます。
- ◆ 事業者を対象とした減量、リサイクルに関する説明会、学習会を開催します。
- ◆ ごみ減量等推進員の選定など、市民参加による廃棄物対策を進めます。



(2) 健全な水資源の循環

健全な水の循環が保たれるよう、地下水かん養、節水などに取組みます

大気 - 地中 - 河川・海を大きく循環している水は、私たちの生活における水資源として重要であるとともに、河川環境や野生生物の生息・生育などにも大きく関わっています。健全な水の循環が保たれるよう取組を進めていきます。

【地下水かん養の促進】

- ◆ 保安林に指定されている国有林をはじめ、水源かん養機能を持つ森林の保全を進めます。
- ◆ 道路整備にあたっては、透水性舗装などの雨水浸透施設の検討を進めます。

【節水の推進】

- ◆ 節水に関する啓発を進めます。

【水量の把握】

- ◆ 公共用水域における水量の測定を行い、水量の監視を実施します。

(3) エネルギーの適切かつ有効な利用

限りあるエネルギーを有効に利用し、環境への影響の低減を図ります

エネルギーは私たちの生活、産業活動において欠かせないものとなっていますが、エネルギー消費の増加により、地域の大气環境や地球環境などに大きな影響を与えているといわれ、その消費を抑え、有効に利用することが求められています。

【エネルギーの適切な利用】

- ◆ 公共施設等における省エネルギーを推進します。
- ◆ 市民・事業者への省エネルギー意識・行動の啓発を進めます。
- ◆ 効率的な地域エネルギーシステムの情報収集と提供を進めます。
- ◆ 総合的な自動車対策により、自動車利用に伴う燃料消費の低減を図ります。
- ◆ 省エネルギーに関する融資制度や省エネルギー型機器など、省エネルギーに関する情報収集と提供を進めます。

【自然・未利用エネルギーの活用】

- ◆ 融資制度の紹介などにより、自然・未利用エネルギーの利用促進を図ります。
- ◆ ソーラーシステム、氷室システム などの自然・未利用エネルギーに関する情報の収集を行い、提供していきます。

行動指針

市民

- 省エネルギー、節水に努める
- ごみの分別を徹底し、資源の再利用、再生利用に努める
- 環境に配慮した製品 の使用に努める
- 買物袋の持参や過剰包装の辞退により、ごみの発生の抑制に努める

事業者

- 省エネルギー、節水に努める
- 廃棄物の発生抑制及び適正処理に努める
- 製造、加工、販売など事業活動の各段階で、製品等が環境に与える影響について自ら評価を行い、環境への負荷の低減に努める
- 環境に配慮した製品、サービスを積極的に取り扱い、または利用に努める

市

- 省エネルギー、節水を率先して実践する
- 廃棄物の発生抑制及び適正処理を率先して実践する
- 日常業務、公共事業等において、環境に与える影響について自ら評価を行い、環境への負荷の低減を進める
- 環境に配慮した製品、サービスの積極的な利用を進める

氷室システム

雪や氷で作った室に野菜等を貯蔵するシステムで、酒造りなどにも利用されている。

環境に配慮した製品

再生資源を利用した製品や省エネルギー型の製品など。エコマーク、グリーンマーク、エネルギースター等の表示されているものがその目安となる。

5 . 地球環境の保全に貢献するまち

環境施策

地球環境は地球上にある一つひとつの地域から成り立っているという認識から、地域の環境を良くすることで、地球環境の保全に貢献していくことをめざします。

(1) 地球温暖化の防止

温室効果ガスの排出を低減する取組を進め、地球温暖化の防止に貢献します

2010年度における市民一人当たりの二酸化炭素排出量について、国が目標とした6%以上の削減(1990年度比)をめざします

地球全体の温暖化は、私たちの家庭、事業所、交通機関などにおいて、電気や燃料などのエネルギーを消費することによって発生する二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量の増加によって引き起こされています。

このため、私たちの日常の生活や産業活動の中で、省エネルギーや省資源など、温室効果ガスの排出量を削減するための取組を積極的に進める必要があります。また、二酸化炭素の吸収源である樹林地の保全、緑化を図ることが求められます。

市では、業務における温室効果ガスの排出削減のために策定した、「北広島市環境保全に向けた率先実行計画(地球温暖化対策推進実行計画)」に基づき、取組を積極的に進めていきます。

北広島市環境保全に向けた率先実行計画(地球温暖化対策推進実行計画)の概要

- 北広島市役所庁舎のほか、廃棄物処理、水道、下水道、保育園や小中学校等も含めた、市のすべての事務・事業を対象として全庁的に行う、温室効果ガスの排出削減に向けた具体的取組を示した実行計画
- 温室効果ガス排出削減の具体的取組としては、電気、暖房、庁用車に関する省エネルギー、紙削減、再生紙使用、節水など省資源、ごみの排出抑制、リサイクル、フロンの適正処理、環境配慮型製品の購入・使用、環境配慮型施設等の整備、適正管理、研修・普及啓発の7項目があり、それぞれ具体的な取組が示されている
- 計画の着実な推進を図るため、庁内の推進体制、管理体制が示されている

(2) オゾン層の保護

フロンガスの適切な回収などにより、オゾン層の保護に貢献します

大気中に排出されたフロン等の物質によってオゾン層が破壊されると、太陽からの紫外線が増加し、人体や農作物、生態系への悪影響を及ぼすことが懸念されています。フロン等のオゾン層を破壊する物質は法令等によって生産、使用が禁止されていますが、規制以前に生産されたフロン等が、私たちの日常生活や産業活動で広く使われている冷蔵庫やエアコンなどに利用されており、その適切な回収を進めていく必要があります。

このため、市では平成 13(2001)年 4 月からの家電リサイクル法の施行に伴い、使用済みの冷蔵庫・エアコン等からのフロン等の適切な回収が行われるよう、市民、事業者に対する普及啓発を進めます。また、カーエアコンからの回収など、事業者によるフロンの回収への支援を関係機関との協力により進めていきます。

(3) 国際交流の推進

環境に関する国際交流を進め、地球環境保全に貢献します

地球環境問題には、地球の温暖化、オゾン層の破壊のほかにも、海洋の汚染、野生生物の種の減少、酸性雨など、地域や国境を超えた影響の広がりがあり、地域的な取組だけで解決することは非常に困難となっています。

このため、国や道など国内での連携のみならず、国際的な協力を図り、地球環境保全に向けた取組を進めていくことが求められています。

こうしたことから、市では海外との国際交流にあたって、環境関連での交流を図っていきます。